

令和 9 年度 C L T 関連予算概算要求について

【C L T 等木材利用への支援予算】

- ・林野庁の令和 9 年度当初予算では、C L T 等の多様な木質材料の供給・利用の強化等のため、標準的な木造化モデル設計・土木分野での利用促進に関する技術開発、標準寸法の C L T パネルを活用した取組に係る設計・建築の実証、新たに木造建築分野を担おうとする地域の設計者・施工者の拡大に向けた取組、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化への支援を要求。
- ・国交省の令和 9 年度当初予算では、中大規模木造建築物の普及に資する優良なプロジェクトへの支援等を引き続き要求。
- ・環境省の令和 9 年度当初予算では、建築物・住宅の脱炭素化に向けて Z E B・Z E H 化への支援を引き続き要求。また、C L T 等の建築木材の省 C O 2 効果の高い再利用方法を調査・検証するための事業費を農林水産省と連携し引き続き要求。

(全て内数扱い、国費ベース)

林野庁 ・ 木材等の付加価値向上・需要拡大対策	186億円
(J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業)	(R8 予算額 92億円)
・ 森林集約・循環利用対策	186億円
(木造公共建築物の整備)	(R8 予算額 92億円)
・ 森と木の人材育成・確保総合対策	57億円
(木造建築物の設計者・施工者育成)	(R8 予算額 49億円)
・ 花粉の少ない森林への転換促進総合対策	71億円
(花粉症対策木材の活用に向けた技術開発)	(R8 予算額 一億円)
国交省 ・ 優良木造建築物等整備推進事業	1, 699. 04 億円
	(R8 予算額 308. 6 億円)

環境省 ・ 建築物等の Z E B 化 ・ 省 C O 2 化普及加速事業 115.0 億円

(R8 予算額 67.0 億円)

(C L T を活用した Z E B について審査時に優先採択枠を設定)

(C L T 等の建築木材の省 C O 2 効果の高い再利用方法を調査・検証)

・ 住宅の脱炭素化促進事業 125.0 億円

(R8 予算額 80.0 億円)

(C L T 等を一定量以上使用した Z E H-M、Z E H、Z E H+等について
別途補助)

【参考：C L T 建築物での活用も可能な予算】

こども家庭庁 ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 170 億円＋事項要求
・ 就学前教育・保育施設整備交付金 820 億円＋事項要求
・ 子ども・子育て支援施設整備交付金 88 億円

文科省 ・ 公立学校施設整備費 4,308 億円
・ 私立学校施設整備費補助金 370 億円
・ 国立大学法人等施設整備費補助金 1,828 億円

厚労省 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護施設分) 201 億円
・ 地域医療介護総合確保基金(医療施設分) 647 億円
・ 医療施設等施設整備費補助金 41 億円
・ 医療提供体制施設整備交付金 47 億円
・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 83 億円＋事項要求

経産省 ・ 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 53 億円
(C L T を活用した Z E B について審査時に優先採択枠を設定)

森林循環利用・付加価値創出対策のうち
木材等の付加価値向上・需要拡大対策

令和9年度予算概算要求額 18,552百万円の内数（前年度 9,228百万円）

＜対策のポイント＞

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上に向け、J A S 構造材・C L T 等の多様な木質材料を活用した木造化、木材の合理的な価格形成の促進、木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、木育等を通じた消費者等の理解醸成の促進、特用林産物の競争力強化、等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

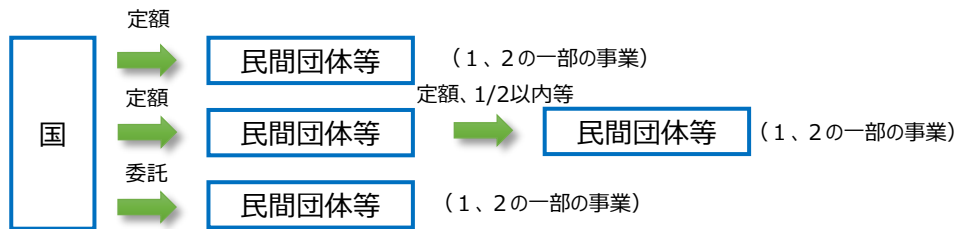
1. 建築用木材供給・利用強化対策

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上に向けた J A S 構造材・C L T 等の多様な木質材料を活用した木造化、木材の合理的な価格形成の促進等の取組を支援します。

2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、木育等を通じた消費者等の理解醸成の促進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○ J A S 構造材・C L T 等による木造化



○木材の合理的な価格形成の促進



産地や品目を踏まえた木材の生産・流通コストや取引実態等の調査・分析

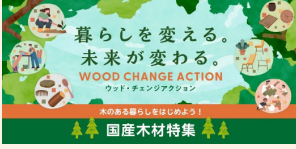
○木質バイオマスの利用環境整備



○ C L T 等の輸出の促進



○木育等を通じた消費者等の理解醸成



○特用林産物の競争力強化



AI等を活用したきこ栽培の省力化

【お問い合わせ先】 （1の事業） 林野庁木材産業課 （03-3502-8062）
（2の事業） 木材利用課 （03-6744-2120）
経営課 （03-3502-8059）

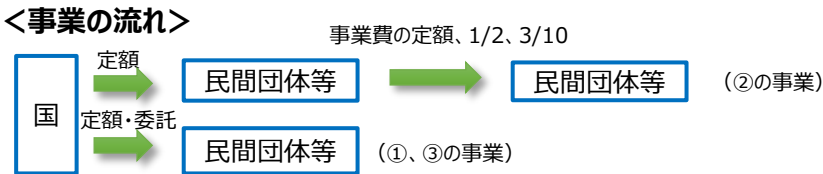
1. J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業（拡充）

＜対策のポイント＞
民間非住宅分野等の木造化に向けて、**創意工夫による一般流通材の高度利用やC L T等の多様な木質材料の活用による木造化技術の開発や、先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証等**を支援するとともに、建築物 L C Aの制度化を見据えた**木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の見える化**を促進します。

＜事業の内容＞
① **一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及（拡充）**
（ア）地方の低層中大規模建築物の木造化促進に向けた**一般に流通するJ A S構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発**を支援します。
（イ）C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた**標準的な木造化モデル等の開発**の取組を支援します。
（ウ）**土木分野での利用促進、輸出先国の規格・基準への対応、JAS構造材の生産性向上**等に資する技術開発の取組を支援します。

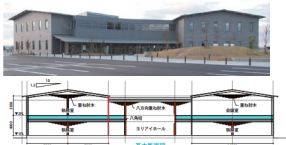
② **先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）**
一般流通材等を活用した工法による低層中大規模建築物や、標準寸法のC L Tを活用した建築物等※について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組や建築物への木材利用によるLCCO2削減効果の実証、土木分野への木材利用技術の性能実証の取組**を支援します。
※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

③ **木材炭素貯蔵評価の検討・排出削減効果等の見える化（新規）**
建築物LCAにおいて、**木材の長期間利用による炭素貯蔵効果を排出削減として評価**することができるよう、**方法論の構築**を行うとともに、木材の環境価値の適切な発信を促すため「**建築物への木材利用に係る評価ガイドンス**」の改訂を行います。



＜事業イメージ＞

1. 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及



低層中大規模木造建築物の合理的な設計・施工手法の開発



C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデル等の開発



C L T等を活用した軟弱地盤改良等の土木分野での技術開発

2. 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証



一般流通材等を活用した工法による建築物の設計・建築実証

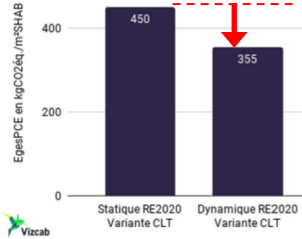


標準寸法のC L Tを活用した建築物等の設計・建築実証

3. 木材炭素貯蔵評価の検討・排出削減効果の見える化

現行ルールでは解体時に貯蔵と等量の炭素が排出

木材の長期間利用による貯蔵効果を排出削減として評価する方法論を検討



方法論の例）フランスのダイナミックLCA

森林集約・循環利用対策

令和9年度予算概算要求額 18,552百万円の内数（前年度 9,228百万円）

<対策のポイント>

「森の国・木の街」の実現に向けて、林業の生産基盤である路網の整備、再造林の省力・低コスト化、先進的な林業機械の導入等を支援するとともに、集積・集約化、木材需要の拡大や木材産業の基盤強化に資する木造公共建築物、木材加工流通施設等の整備、優良種苗生産、広葉樹活用等の取組を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 森林集約・循環利用対策交付金

循環型林業の推進に向け、**路網整備、再造林の省力・低コスト化等**の取組を一体的に支援するとともに、**森林の集積・集約化に資する地域活動や先進的な林業機械等の導入、林業経営体の新規参入等**を支援します。また、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、**木造公共建築物、木材加工流通施設等の整備等**を支援します。その際、都道府県が策定する**森の国・木の街創造連携計画**に基づく先進的な取組等について、優先枠の設定等により重点的に支援します。

2. 優良種苗生産推進対策

種穂の採取源の充実を図るとともに**コンテナ苗の生産技術・生産性の向上等**の取組を支援します。

3. 森林の集積・集約化促進対策

森林の集積・集約化を促進するため、ノウハウの整理・分析や成果の発信、伴走支援等を実施します。

4. 広葉樹利活用対策

国産広葉樹資源の付加価値の高い形での供給拡大に向け、広葉樹材の利活用促進に資する技術やノウハウについて情報収集・情報発信等を実施します。

森林集約・循環利用対策交付金

- 循環型資源基盤整備強化対策（路網整備・機能強化等、省力・低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）
- 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物等の整備）
- 先進的な林業機械等の導入 ○森林集積・集約地域活動支援対策 ○森林資源保全対策（森林病虫獣害対策、林野火災予防対策） ○林業の多様な経営体の確保・育成

優良種苗生産推進対策

- 種穂の採取源の充実、コンテナ苗の生産技術・生産性の向上等

森林の集積・集約化促進対策

- 森林の集積・集約化の取組に対する伴走支援や成果の発信を実施

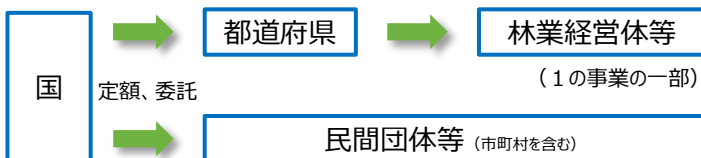
広葉樹利活用対策

- 広葉樹材の需要調査やそれに応じた供給手法の整理など、国産広葉樹の利活用促進に向けた情報収集・情報発信等を実施



<事業の流れ>

定額（1/2、1/3以内等）等



（1の事業の一部、2、3、4の事業）

※国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】

林野庁計画課

（03-6744-2082）

木造公共建築物等の整備（拡充）

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化
※公共建築物と一体的に行う官民連携による施設整備を含む
補助率：定額（1／2以内等）

▶ **木造化：**次に該当するものは建築工事費の**1/2以内**

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物
- 被災施設等の再整備 等

上記以外のものについては、建築工事費の**15%以内**

▶ **内装木質化：**木質化事業費の**1/2以内**
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
※都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先

事業期間：2カ年度以内
※ただし、交付決定は単年度。

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・役場庁舎（公共スペース）
- ・文化交流センター
- ・図書館
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・児童館
- ・学校、体育館、武道場
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・駅舎、空港



※公共建築物と一体的に整備された官民連携による施設例



【主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設（ただし、公共建築物と一体的に施設整備を行う場合は営利目的施設を含むことも可。）であり、延べ床面積が300㎡以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300㎡以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

事業実施主体及び都道府県は、木材利用による炭素貯蔵量等について、事業完了の翌年度6月末までにホームページへの掲載等により公表を行うこと。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

【大径材等の付加価値向上等の取組を優先支援（森の国・木の街創造連携事業関連）】

大径材等を用いる加工流通施設から生産される製品を活用する木造公共建築物等を優先して支援（優先枠を設定）。あわせて、施設整備と一体となっていく、建築物への地域材利用による効果の「見える化」とその普及等を施設整備実施者以外に対しても支援。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

<対策のポイント>

木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組、専門家派遣等による技術的サポートを支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

(ア) 講習会等による設計者・施工者育成（継続）

木質耐火部材等の活用に係るマニュアルや中大規模木造建築物の構造設計指針の作成・普及、CLT建築物等の企画・設計における課題解決に向けた相談窓口の設置、設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施等の取組を支援します。

また、木造建築を担える設計者・施工者について、地方木造の展開にも資するよう、全国各地で、構造・防耐火や木材調達等に関する系統だったカリキュラムにより人材を育成する取組を支援します。

(イ) 専門家派遣等による技術的サポート（拡充）

非住宅建築物の木造化に向けて地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣を支援します（※）。

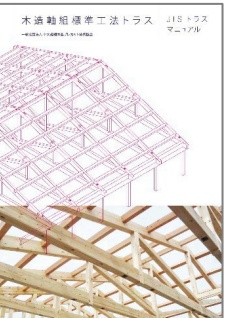
また、中大規模施設の木造化等のための、地域の状況に応じたプロジェクトモデル（ロードマップや検討フロー図等）の作成・普及を支援します。

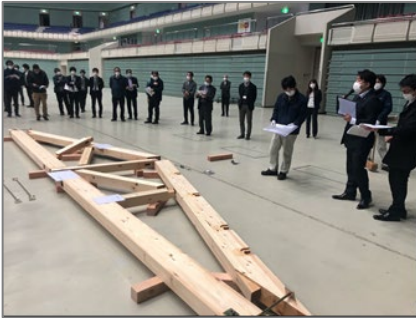
(※) 森の国・木の街創造連携計画に、本取組が位置付けられていれば優先採択

<事業の流れ>

国 → 民間団体等

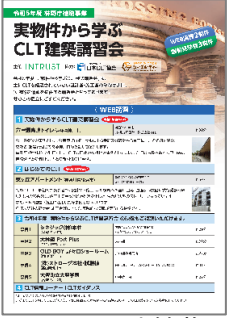
講習会等による設計者・施工者育成





▲国産材を中大規模木造建築物の構造材に用いたトラス工法の開発や設計・施工手法の普及

CLT建築物の普及に向けた講習会の開催



▲CLT建築物の普及に向けた講習会の開催

専門家派遣等による技術的サポート



▲地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣

ステップ1

具体的な物件の事例調査。木造化等に向けた手順・対処方法の整理。

庁舎
学校

ステップ2

効果的な木造化等を図るためのロードマップや検討フロー図の作成。

木造の検討
理由 供給体制 困難
コスト ...
供給体制 ... コスト ...
[検討フロー図]

▲プロジェクトモデルの作成・普及

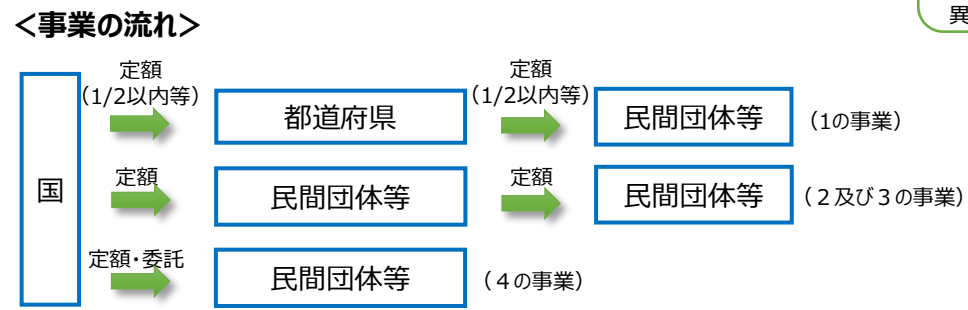
[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課（03-3502-8062）
林野庁木材利用課（03-6744-2120）

<対策のポイント>
森林資源の循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ J A S 構造材等への転換促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備**
スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 2. 花粉症対策木材利用促進**
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等やプレカット事業者のスギ J A S 構造材等への転換の取組を支援します。
- 3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**
高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**
スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催や SNSを活用した情報発信等、機運の醸成を図る取組を支援します。



スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

[お問い合わせ先]

(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

優良木造建築物等整備推進事業

令和9年度予算概算要求額：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業
(1,699.04億円)の内数

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

<現行制度の概要>

事業主体

民間事業者等

補助率・限度額

【補助率】

調査設計費：木造化に関する費用の1/2以内
建設工事費：木造化による掛増し費用の1/2以内
(または建築物等の建設工事費の10分の1以内)

【補助限度額】

合計3億円

主な補助要件

【建築物に係る要件】

- 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- 地方公共団体又は都市再生機構が新築する建築物は、ZEH・ZEB水準に適合すること

【立地に係る要件】 ※住宅を新築する場合のみ

- 以下に該当する住宅ではないこと
 - ・ 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
 - ・ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定に基づく公表に係る住宅
 - ・ 市街化調整区域のうち、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域（浸水想定高さ3m以上の区域）」に立地する住宅
 - ・ 市街化調整区域以外の区域のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

【その他の要件】

- 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- 伐採後の再生林や木材の再利用等に資する取組がなされること
- 大規模建築物（2,000㎡以上）の新築の場合、ライフサイクルカーボン評価を実施すること（評価結果は国に報告）

【補助対象建築物のイメージ】



地上9階建て混構造事務所
(出典：熊谷組HP)

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和9年度要求額 11,500百万円（6,700百万円）】
（※(1)①②④は、5年間で総額11,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- ④躯体活用型ZEB化改修支援事業
- ⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業
- ⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
- ⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

（2）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（3）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業

（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（4）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援

建築物のライフサイクル



省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫モデル促進





業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、従来の建材よりも製造時等に発生する温室効果ガスが少ない建材（低炭素型建材）の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（5年間））

低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。

◆補助要件：ZEB Ready（事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※1））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボン等を算定すること、低炭素型の建材を導入すること等

◆補助対象経費：設備費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）・建材費（一定の基準を満たした低炭素型の鉄・コンクリート・木材等）・工事費等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））

既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。

◆補助要件：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの）等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：①②③間接補助事業

■補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等

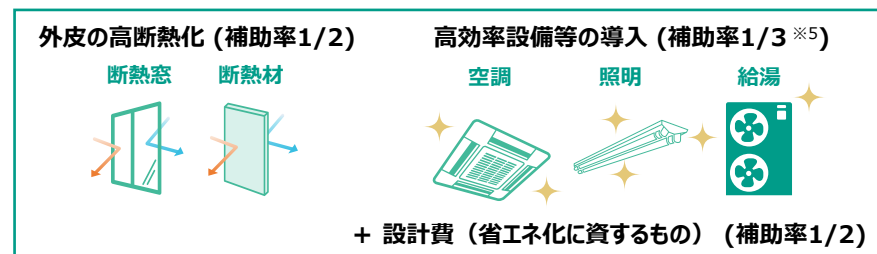
■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

＜①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業＞※2

延べ床面積	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2 (GX率先実行宣言を行う場合は2/3)
2,000㎡以上		1/4	

＜②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業＞



※1 ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。

※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。

※5 ②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。

※6 太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。



【令和9年度要求額 12,500百万円（8,000百万円）】

新築住宅におけるCFP表示製品等の使用、既存住宅のZEHリノベや断熱リフォーム等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業

窓又は断熱材の一部にCFP（カーボンフットプリント）表示製品等※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす戸建住宅・集合住宅を新築する者に対する補助

※ 令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

（2）戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援※1

ZEH-Mの要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援

既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

ZEH又はZEH+の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

※1 高層ZEH-Mは過去に採択された案件の継続分に限る

※2 過去に採択された案件の継続分に限る

（3）既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

（4）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

3. 事業スキーム

- 事業形態： （1） （2） （3） 間接補助事業 （4） 委託事業
- 補助対象： （1） （2） （3） 住宅取得者等 （4） 民間事業者・団体
- 委託先
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ





新築住宅におけるCFP表示製品等の使用等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

窓又は断熱材の一部に、GHG排出量等の環境情報を定量的に算出し、環境影響を評価する仕組みであるCFP（カーボンフットプリント）表示製品又はEPD（環境製品宣言）取得製品※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす新築戸建住宅・新築集合住宅に対して補助します。

※令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

- 1) 戸建住宅（1～4地域）：90万円/戸
（5～8地域）：80万円/戸
- 2) 集合住宅（低層・中層・高層）：50万円/戸
LCCO2の算定を行った場合：60万円/戸
- 3) 上記に加え、グリーン鉄、CLT（直交集成板）、蓄電システム、EV充電設備等に対して別途補助します。

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅取得者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



【補助対象住宅の省エネ性能等】

	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
戸建住宅	断熱等性能等級6	30%以上削減	100%※1、2
集合住宅※3	低層	30%以上削減	75%※5
	中層		50%※5
	高層		—

※1 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※2 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

※3 住棟全体の性能

※4 全住戸の外皮平均熱貫流率（UA値）の平均値が断熱等性能等級6の基準値を満たす場合、角住戸等に限って断熱等性能等級5以上でも可。

※5 多雪地域は、要件としない



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mへの定率補助※2（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援（ZEHリノベ）

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、工事の内容に応じた定額単価を積み上げた補助額（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助
- 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

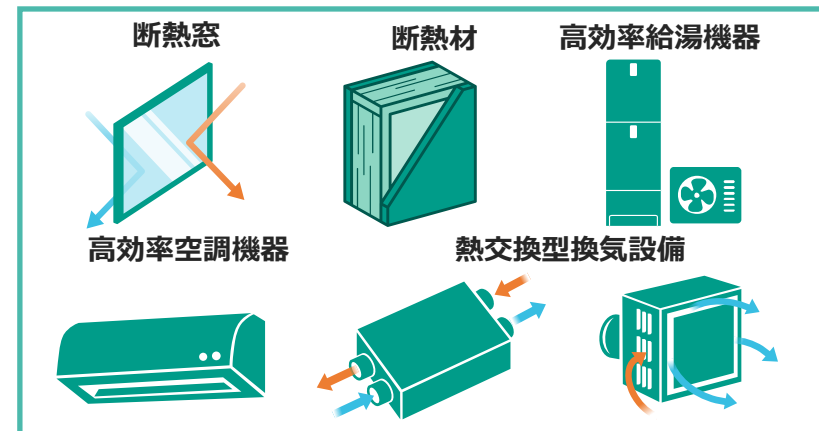
※2 過去に採択された案件の継続分に限る

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅取得者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

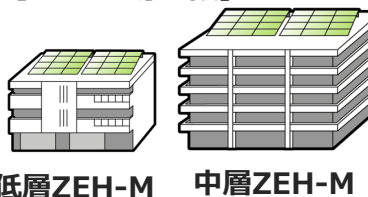
4. 補助対象の例

【ZEHリノベ】



ZEH水準の要件を満たす住宅へ改修

【ZEH-M等支援】



ZEH-M ※	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
低層	断熱等性能等級5	20%以上削減	75%
中層			50%

※ 住棟全体の性能